

電気料金負担を軽減し 子育て世帯を応援します。

富山県企業局子育て支援事業

と や ま っ 子

すくすく電気 DENKI

実施概要

対象世帯 県内で18歳未満*の子ども3人以上が同居する世帯
※毎年4月1日時点で18歳未満であれば、当年度内は対象となります。

支援額 ①18歳未満の子どもが3人の世帯
平成30年度 5,600円 (平成31年度 8,400円)
②18歳未満の子どもが4人以上の世帯
平成30年度 14,400円 (平成31年度 21,600円)

募集開始 平成30年6月1日(金)～

対象期間 平成30年8月～平成32年3月
平成32年度以降については、県企業局の経営状況等により期間の延長も検討します。

必要な手続きについて

申請時

申請方法について

申請に必要な書類一式を富山県企業局子育て支援事業担当まで郵送ください。申請からおおむね1ヶ月以内を目処に審査結果をご案内いたします。なお、「審査結果のお知らせ」が届いた翌日より対象となります。

認定申請書の入手方法

富山県企業局電気課HPより認定申請書をダウンロードして印刷いただくか、このパンフレットの裏表紙の申請書をご利用ください。

申請に必要な書類

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②世帯全員の住民票の写し
(申請日の3ヶ月以内に発行されたものでマイナンバーの記載がないもの)
- ③申請日の6ヶ月以内に発行された「電気使用量のお知らせ」など、契約者名義、住所、1ヶ月の電気料金等が分かる書類の写し
(Web画面をプリントアウトしたもので可)

認定後

翌年度以降の必要な手続き

既に認定を受けている方も、翌年度時点での適用要件を確認するため、富山県企業局子育て支援事業担当から送付される現況届（様式第2号）をご提出いただく必要があります。

転居や子どもの別居などで申請内容が変更となった場合

転居等世帯状況変更届（様式第3号）を提出していただく必要があります。

記入例

富山県企業局子育て支援事業(とやまっ子すくすく電気)申請、届出書

(宛先) 富山県公営企業管理者
富山県企業局子育て支援事業 (新規の申込み) に 年に一度提出
(認定者に後日案内予定) ・ 引っ越し
・電気の変更等

申請内容 (いずれか一つに✓)		<input checked="" type="checkbox"/> 認定申請書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/> 現況届 (様式第2号)	<input type="checkbox"/> 転居等世帯状況変更届 (様式第3号)
住民票の内容	申請者氏名	ふりがな とやまじろう 富山 次郎	電話番号 076-xxx-xxxx	Eメール(任意) xxxxx@xxxx.xx
	申請者住所 (住民票記載のもの)	(〒) xxx-xxxx 富山県〇〇市△△町1		
	適用対象 (いずれか一つに✓)	18歳未満の子が <input checked="" type="checkbox"/> 3人の世帯	18歳未満の子が <input type="checkbox"/> 4人以上の世帯	
電気の契約内容	電気の契約	(電力会社名) 〇×電力	(契約住所) 富山県〇〇市△△町1	
		(ふりがな) とやま たらう (契約者名義) 富山 太郎	(契約者名義・住所が申請者氏名・住所と相違している場合は理由をご記載ください。) 自宅の電気契約名義は申請者と同居の父となっているため	
	お客様番号 (左詰め記載)	X X X X X - X X X X X X X - X X X		
供給地点 特定番号 ※	上記お客様番号が不明な場合にのみ記載			
振込金融機関	(金融機関名) 〇〇銀行	番号 X X X X	(支店名) 〇〇〇支店	番号 X X X
	(口座番号) 普通 当座	X X X X X X X X X X (カネ・口座名義人名) トヤマ ジロウ		
その他	備考			
	(企業局記入欄)			

【個人情報保護に関する同意事項】

私は、富山県企業局が、富山県企業局子育て支援事業の実施に必要な範囲で、本事業の委託先事業者と、申請書及び小売供給契約の内容がわかる書類を共有することについて同意します。

押印 平成 30年 6月 1日
申請者氏名 **富山 次郎** Ⓢ

「とやまっ子すくすく電気」

Q&A



Q1 電気料金が安くなるのとは違うのですか。

A 帯の電気料金の負担軽減のため、富山県企業局が保有している水力発電所を効率的に運営することにより得られる利益の一部をご指定の口座にお振込みするものです。電気料金の割引ではありませんので、電力会社への電気料金はこれまで通りお支払いいただくことになります。

Q2 支援金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A 支援金を受け取るためには、申請手続きが必要です。詳しくは左面に記載の「必要な手続きについて」をご参照ください。

Q3 申込みはいつからですか。

A 平成30年6月1日から受付を開始いたします。認定の翌月から対象期間となりますが、平成30年度は8月1日から対象期間となります。なお、申請受付から認定までに1ヶ月程度の期間が必要となりますので、毎月15日以降に届いた申請は翌月の認定(対象期間は翌々月から)となる場合があります。

Q4 申請に必要な書類の「電気使用量のお知らせ」が見当たらないのですが。

A 申請書への添付が必要ですので、事前にご契約の電力会社が発行している料金明細書や請求書の保管をお願いします。なお、Web ページ上の料金明細画面をプリントアウトしたもので受け付けます。

Q5 北陸電力(株)以外と電気の契約をしても対象となりますか。

A どの電力会社から電気の供給を受けている世帯でも対象となります。

Q6 年度の途中で子どもが生まれて3人になった場合、対象となりますか。

A お子様生まれた時点で18歳未満のお子様3人以上であれば、要件を満たすこととなりますので、申請手続きをお願いします。「審査結果のお知らせ」が届いた翌月から対象となります。

Q7 申請者と電気の契約者が異なるのですが、対象となりますか。

A 住民票で申請者と電気の契約者の同居が確認できれば、対象となります。

Q8 いつ支援金が振り込まれるのですか。

A 支援金は年度分をまとめて翌年度4月上旬にご指定の口座に振込いたします。平成30年度分は平成31年4月上旬の振込みとなります。

Q9 年度途中で申し込んだ場合、支援金はいくらになりますか。

A 認定翌月から年度末まで月数に応じた額(3子世帯:月額700円 4子以上世帯:月額1,800円)となります。

Q10 子どもの親以外(例えば祖父)でも、対象となりますか。

A 18歳未満の子ども3人以上と同居であれば対象となります。なお、1世帯で1件の申請しか認定されませんので、世帯内でよく相談のうえ、申請をお願いします。



富山県企業局電気課HPには、この他のQ&Aや実施要綱も掲載しております。

お問い合わせ・
申請先

富山県企業局電気課
子育て支援事業担当

076-444-0247

〒930-0094 富山市安住町2-14

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/7104/index.html

※なお、電気の契約や料金に関しては、ご契約の電力会社にお問い合わせください。



富山県企業局子育て支援事業(とやまっ子すくすく電気)申請、届出書

(宛先) 富山県公営企業管理者

富山県企業局子育て支援事業(とやまっ子すくすく電気)について次のとおり申請します。

申請内容 (いずれか一つに✓)		<input type="checkbox"/> 認定申請書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/> 現況届 (様式第2号)	<input type="checkbox"/> 転居等世帯状況変更届 (様式第3号)
住民票の内容	申請者氏名	ふりがな		電話番号
				Eメール(任意)
	申請者住所 (住民票記載のもの)	(〒)		
電気の契約内容	適用対象 (いずれか一つに✓)	18歳未満の子が <input type="checkbox"/> 3人の世帯		18歳未満の子が <input type="checkbox"/> 4人以上の世帯
	電気の契約	(電力会社名) (ふりがな) (契約者名義)		(契約住所)
	(契約書名義・住所が申請者氏名・住所と相違している場合は理由をご記載ください。)			
	お客様番号 (左詰め記載)			
	供給地点 特定番号 ※	— — — — —		
その他	備考			
	(企業局記入欄)			

※ お客様番号が不明な場合にのみ記載してください。
(「供給地点特定番号」は電力会社が発行する検針票や電気料金の請求書などに記載されている22桁の番号です。)

【添付書類】

- ・世帯全員の住民票の写し (申請日の3か月以内に発行され、マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)
- ・小売供給契約の内容がわかる書類 (申請日の6か月以内に発行されたもののうち1か月分)
(例: 電力会社からの検針票の写し、請求書の写し、Web上の電気料金等掲載画面の写し等)
- ・その他、公営企業管理者が特に必要と認める書類

【個人情報保護に関する同意事項】

私は、富山県企業局が、富山県企業局子育て支援事業の実施に必要な範囲で、本事業の委託先事業者と、申請書及び小売供給契約の内容がわかる書類を共有することについて同意します。

年 月 日

申請者氏名 Ⓔ